

事務連絡  
令和3年12月28日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 1228 第 2 号  
令和 3 年 12 月 28 日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局) } 殿  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公 印 省 略 )

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 4 年 1 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

#### 記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

別添 1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の一部改正について

別添 1 の第 2 章第 9 部 J 0 4 1 - 2 ( 1 ) に次を加える。

カ 寛解期の潰瘍性大腸炎で既存の薬物治療が無効、効果不十分又は適用できない難治性患者(厚生省特定疾患難治性炎症性腸管障害調査研究班の診断基準)に対しては、寛解維持を目的として行った場合に限り、原則として一連につき 2 週間に 1 回を限度として 48 週間に限って算定する。なお、医学的な必要性から一連につき 2 週間に 2 回以上算定する場合又は 48 週間を超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

また、初回実施に当たっては、医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

別添 2

「特定保険医療材料の定義について」  
(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

別表の の 049 ( 1 ) に次を加える。

カ 寛解期の潰瘍性大腸炎の寛解維持を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器(回路を含む。)であること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発 0305 第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別添1                      医科診療報酬点数表に関する事項                      第1章 (略)                      第2章 特掲診療料                          第1部～第8部(略)                          第9部 処置                              J000～J041 (略)                              J041-2 血球成分除去療法                                  (1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のアからカまでのとおり実施した場合に算定できる。                                  ア～オ (略)                                  カ <u>寛解期の潰瘍性大腸炎で既存の薬物治療が無効、効果不十分又は適用できない難治性患者(厚生省特定疾患難治性炎症性腸管障害調査研究班の診断基準)に対しては、寛解維持を目的として行った場合に限り、原則として一連につき2週間に1回を限度として48週間に限って算定する。なお、医学的な必要性から一連につき2週間に2回以上算定する場合又は48週間を超えて算定する場合には、その理由を診療報酬明細書</u></p>	<p>別添1                      医科診療報酬点数表に関する事項                      第1章 (略)                      第2章 特掲診療料                          第1部 (略)                          第9部 処置                              J000～J041 (略)                              J041-2 血球成分除去療法                                  (1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式のみ。)、クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のアからオまでのとおり実施した場合に算定できる。                                  ア～オ (略)                                  (新設)</p>

の摘要欄に記載すること。

また、初回実施に当たっては、医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

( 2 ) ・ ( 3 ) ( 略 )

J 0 4 2 ~ J 2 0 1 ( 略 )

第 10 部 ~ 第 13 部 ( 略 )

第 3 章 ( 略 )

別添 2 ( 略 )

( 2 ) ・ ( 3 ) ( 略 )

J 0 4 2 ~ J 2 0 1 ( 略 )

第 10 部 ~ 第 13 部 ( 略 )

第 3 章 ( 略 )

別添 2 ( 略 )

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)            (略)            医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格            001～048 (略)            049 白血球吸着用材料            (1) 定義            (略)            次のいずれかに該当すること。            ア～オ  <u>カ 寛解期の潰瘍性大腸炎の寛解維持を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器(回路を含む。)であること。</u>            (2)・(3) (略)            051～213 (略)            ~ (略)</p>	<p>(別表)            (略)            医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格            001～048 (略)            049 白血球吸着用材料            (1) 定義            (略)            次のいずれかに該当すること。            ア～オ            (新設)            (2)・(3) (略)            051～213 (略)            ~ (略)</p>